

事務分掌規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第27条に基づき本連盟の理事の職務権限を定めるとともに、委員会及び事務局の職務権限等に関し、必要な事項を定める。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第2条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第3条 理事長の職務権限は、次の事項を決裁する。

- (1) 事務局長及び重要な職員の任免及び給与決定等に関すること
- (2) 役員報酬の決定等に関すること
- (3) 総会及び理事会の招集及び付議する議案に関すること
- (4) 委員会の委員の任免に関すること
- (5) 重要な諸行事、諸集会の開催決定に関すること
- (6) その他の重要事項に関すること

(常務理事)

第4条 常務理事は、次の事項について専決することができる。

- (1) 担任する事業の資料の収集、作成、調査及び統計等に関すること
- (2) 担任する事業の定例的な照会、回答、通知、届出、申請及び報告に関すること

第3章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第5条 運営委員会は、定款第7章の規定により理事長、常務理事、会長、参与及び事務局局長（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会は、3か月に1回程度開催するものとし、構成員がその業務執行にあたり必要と認めた場合には、理事長は運営委員会を開催し、議案を付議しなければならない。

(運営委員会の決議事項)

第7条 構成員が必要と認める場合とは、次のとおりとする。

- (1) 理事会に付議する事項に関すること

- (2)事業運営全般の基本的な方向及び計画に関すること
- (3)各委員会及び事務局の業務に関する基本的な方向及び計画に関すること
- (4)各委員会及び事務局の業務に関する重要事項の調整に関すること
- (5)その他構成員が必要と認めた事項

第4章 委員会

(委員会の設置)

第8条 本連盟に、次の委員会を置く。

- (1) 危機管理委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 総務コンプライアンス委員会
- (4) 競技者資格審査委員会
- (5) アンチ・ドーピング委員会
- (6) 選手等選考委員会
- (7) アスリート委員会
- (8) 女性アスリート等支援委員会
- (9) 役員候補者選考委員会
- (10) 水泳ファミリー委員会

第5章 事務局

(事務局の設置)

第9条 本連盟に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1)総会及び理事会に関すること
- (2)事務局の庶務並びに連絡調整及び改善に関すること
- (3)会計経理に関すること
- (4)定例的な照会、回答、通知、届出、申請、申告及び報告に関すること

(職務)

第10条 事務局長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

2 事務局員の配置及び事務分担は、事務局長が定める。

第6章 雑則

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は理事長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2019年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月13日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

- 1 この規程は、2021年3月16日から施行する。
- 2 東京2020パラリンピック競技大会終了の時をもって、本則第9条第6号を削り、同条第7号を第6号とし、以下順次繰り上げる。

(注) 期限到来により2021年9月5日をもって一部改正

附 則

この規程は、2021年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2022年6月25日から施行する。
- 2 専門委員会規程を廃止する。